

4 外国人材の受入れと多文化共生施策について

昨年12月、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、4月から新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れが始まった。

この法改正により、人手不足に悩む業種において労働者を確保しやすくなることから、今後の地域経済の持続的発展のためには、意義を持つものである。

こうした中、国においては、昨年末、新たな在留資格に関する基本方針及び分野別運用方針と併せて「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定するとともに、外国人受入環境整備交付金により地方自治体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」の整備を支援することとしたところであるが、外国人の受入れについてはこれまでも地域における課題があったことから、今般の受入れ拡大を契機として、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくりについて

外国人の受入れに当たっては、地域住民の共通理解による受入れ環境の整備が重要であることから、新たな在留資格に限らず、外国人全般の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を中長期的な視点に立って新たに策定し、国や地方自治体、受入れ企業、外国人支援機関等の役割を明確にするとともに、上記方針について国民に周知を図ること。

また、多文化共生社会の実現に向けた取組は幅広く、実施主体や分野も多様であることから、国と地方自治体、及び関係機関が情報共有や相互連携を図る総合調整の場を国の主導により設置すること。

2 国が主体となる受入れ環境の整備及び地方財政措置の確保について

中長期的な視点に立った外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を踏まえ、全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を、国が主体となって行うとともに、地方自治体が行う施策に対する財政措置を講ずること。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実について

中長期的な視点に立った外国人の受入れ方針や多文化共生施策に係る総合的な方針を踏まえ、全ての外国人に日本語の習得や生活習慣の理解促進等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。

4 外国人児童生徒に対する指導・支援体制の整備

日本語指導の充実を図るため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施するとともに、心理的サポートの充実のため、外国人心理カウンセラーの育成・派遣や日本人スクールカウンセラーを有効活用するための通訳の確保など、指導・支援体制の整備を行うこと。